

「武断」と「文化」の狭間にあるもの：朝鮮総督府／斎藤実総督期の“いわゆる文化政治”なるものを再考す

永島，広紀
九州大学韓国研究センター：教授

<https://doi.org/10.15017/4494273>

出版情報：韓国研究センター年報. 21, pp.19-36, 2021-03-29. Research Center for Korean Studies, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



「武断」と「文化」の狭間にあるもの

—— 朝鮮総督府／斎藤実総督期の“いわゆる文化政治”なるものを再考す ——

永 島 広 紀*

はじめに

—「世界史」教科書で描かれる「三・一運動」—

やや唐突ではあるものの、まず高等学校の地歴科「世界史B」においては最多の採択シェアを誇るとされる山川出版社の『詳説 世界史』の最近版（2013年3月検定済／2016年3月刊）における「三・一独立運動」にまつわる記述部分を繙いてみたい。

まず、同書の第13章「帝国主義とアジアの民族運動」中の小項目である「日本の韓国併合」には、「日本はソウル（京城）に朝鮮総督府をおき、憲兵による武断政治を行った。¹⁾」という記述があり、そして3頁ほどあとの部分に続くのが以下の文章である。

（中略）日本統治下の朝鮮では、ロシア革命や民族自決の潮流に呼応して、独立への要求が高まった。1919年3月1日、「独立万歳」をさけぶデモがソウルで始まり、たちまち朝鮮全土に広がった（三・一独立運動）。総督府は軍隊も動員して運動を鎮圧したが、この事件に衝撃をうけ、武断政治をある程度ゆるめて「文化政治」と呼ばれる同化政策に転換した。1919年4月には朝鮮の独立運動諸団体を統合して大韓民国臨時政府が上海で結成された²⁾。

登場しているのは第14章「二つの世界大戦」の「3. アジア・アフリカ地域の民族運動」中の小項目としての「日本の動きと東アジアの民族運動」中の一節としてである。その中で「（対華）21カ条の要求」「シベリア出兵」「五・四運動」などととともに、それなりの行数を割きつつ、くだんの三・一運動も登場している。

そして、韓国併合後の憲兵による「武断政治」から「三・一運動」なる独立運動の勃発、そしてこれを終息させるための「文化政治」の開始という、なにやら三題噺めいた日本による朝鮮統治の流れに関する因果の説明となっている。

一方、受験生は「五・四運動」と「三・一運動」をしばしば混同し、また作問者側も誤答に誘導せんがためのマークシート方式の入学試験における作問の常套となっているのは、字面の類似とともに、まさにこうした教科書での取り扱い場所に起因するところが多かろう。

それはともかく、高校の世界史教科書のみならず、もう少し専門的な内容を取り扱う概説書の類でも、おおむねこうした「史観」が踏襲されてきていると言えるのである。小稿は、こうした「武断」と「文化」とを半ば機械的に対置させる二項対立的な既成の史述に対して、いささかの疑義を呈するとともに、筆者当人による理解の一端をまずは開陳せんとするものである。

ちなみに、筆者は最後（昭和64年度：平成元〔1989〕年1月実施）の「国公立大学共通一次試験」

*九州大学韓国研究センター教授

1)『詳説 世界史』（木村靖二・岸本美緒・小松久男他の共著、山川出版社、2016年3月）同書324頁。なお、2019年3月発行の「改訂版」においても頁・文言の変更なしでそのまま踏襲されている。

2) 上掲書、347～348頁。

に応募した組である。いささか戯れに近い所作ではあるが、筆者（永島）自身が受験期に使用していた山川出版社の『詳説 世界史（改訂版）』（村川賢太郎・江上波夫・山本達郎・林健太郎の共著、1986年3月発行）も念のために確認してみることにしたい。

朝鮮は日本に併合されたのち、朝鮮総督府^{そうとくふ}による武断統治下にあり、人民の不満が増大していた。1919年3月1日、ロシア革命やウィルソンの十四カ条などの影響で日本からの独立運動をおこしたが、鎮圧された。これを三・一運動（万歳^{ばんざい}事件）といい、以後の朝鮮民族運動の出発点となった³⁾。

上文が掲げられる同教科書の第16章「二つの世界大戦」において、三・一運動は「中国の文学革命と五・四運動」の小項目の中での行数も少ない。敢えて語弊を覚悟の上で言えば、あきらかに「おまけ」的に取り扱われている。

それでも、「朝鮮総督府による武断統治下にあり、人民の不満が増大していた」と、寺内・長谷川総督時代の施政を概括・短評し、かつ、ロシア革命やウィルソンの「十四カ条」の影響で「三・一運動（万歳事件）」が発生したと、きわめて簡略でありながらも「道筋」をある程度は明確に書き示しているとは言えよう。

また、執筆者たちの世代（村川：1907年生、江上：1906年生、山本：1910年生、林：1913年生）からすれば、「三・一運動」よりも「万歳事件（騒擾）」の方が用語としてはいまだ馴染みが深かったことも窺える。

ただし、そこに次代の総督期における「文化政治」に関する記載が表立っては見えない。1920年代以降の朝鮮統治に関する歴史研究がそれほど進んでいない当時であっては、執筆者たちにとってはあまりに近時のことであつたのであろう。

とはいえ、むしろ教科書よりも熟読（？）された

受験生必携の『世界史用語集』⁴⁾には「三・一運動（万歳事件）」の説明に先立って、「朝鮮総督府① 1910年設立の、日本の朝鮮支配の最高機関。天皇に直属。19年までは「武断政治」、以後は「文治政治」を基本とした。」なる解説がなされている。アナロジーとしては徳川幕府初期の「武断」から「文治」への転換、といった日本史教科書ではおなじみの説明と似ていなくもない。

蛇足ながら、「①」とあるのは各社の教科書に登場する「頻度」を示す符牒であるが、「朝鮮総督府」なる用語は当時の検定世界史教科書では山川出版社のものだけに登場していた模様であり、半ば自動的に多くの受験生はこれをもって学習（暗記）に勤んでいたということになるだろう。

なお、1986年版と2016年版ではそれぞれ「三・一運動」「三・一独立運動」というキャプションとともに、以下に掲げるよく見慣れた写真を掲載している。



これは、大阪朝日新聞の1919年3月5日付夕刊2面に掲載された写真の原版とされるものからの引用画像である。同紙面では「鮮人女學生萬歳を絶叫しながら電車通りを行進す」とキャプションが付されていたためか、かつては教科書でも「女子学生のデモ」と説明されていた。

しかし、現行の教科書では単に「女性によるデモ」となっている。写真に映り込んでいる女性たちが「学生」であるか否かは未詳であるための変更であろう。そもそも、この写真が三・一運動時のものであると

3)『詳説 世界史（改訂版）』山川出版社、1986年3月、同書304～305頁。

4) 全国歴史教育協議会編『新版 世界史用語集』（山川出版社、1983年4月初版）同書247頁。

いう確証すらない。

ともあれ、この写真が長きにわたって使用され続けているのは、三・一運動の「示威」ぶりを見せつけるインパクトの強さゆえのことと言わざるを得ない。

一、作られゆく(?)「武断」のイメージ

「文治」にせよ「文化」であれ、三・一(独立)運動の結果によって、日本の朝鮮統治におけるその政策が「武断」からの転換を余儀なくされ、大きくその統治方法における舵取りの変更を「文化」の方面に行わざるを得なかった、ということ自体は「史実」として人口に膾炙しているといつて差支えないであろう。

ところで、そもそも「武断政治」とは具体的に何を意味し、また「文化政治」とは何を指し示すのであろうか? 前出の2016年版の教科書には「憲兵による」と、辛うじて「武断」の内容についてごく簡略ではあるものの説明はなされてはいる。

このこと自体が不正確というわけではない。しかし、高校生にとってはある程度の予備知識なしでは、実際に何のこともを理解するのはいささかの困難を伴うであろう。以下、少しこの点を敷衍しておきたい。

壬午軍乱発生時(1882年)の教訓もあり、早い段階から日本政府は領事館警察の増強・増員に励み、これがやがて「顧問警察」として大韓帝国政府の警察機構に強くコミットするに至る。

そして、第三次の日韓協約が締結されて以降は、1907年7月から統監府の警務総長が韓国政府・内部の警務局長を兼務する体制がとられていた。ただし、この時点ではあくまでも「文官」の分限であることは言うまでもない。

ところが、韓国の保護国化に反発して各地に頻発する「義兵」活動の取り締まりを効果的に行うため、韓国駐劄憲兵隊長から転じて駐劄軍参謀長(在任:1908年12月~1910年6月)となっていた明石元二郎少将は陸軍大臣の寺内正毅ら陸軍中央に強く働きかけた。

その結果、1910年6月15日付けで明石は憲兵隊長に復帰するとともに、まもなく「統監府警察官署官制」(勅令296号)が1910年7月1日付けで施行された。

ここに至って統監府に「警視総監部」が新設されるとともに、憲兵隊長が同部の「警務総長」を兼ね、また各道の警務部長には佐官級の憲兵将校が配置されることになった。武官(軍人/憲兵)が文官(警官)を兼ねる、まさに「憲警一元化」が実現したのであった。

そして、これこそが当時の操觚者(特に中野正剛や吉野作造)が批判して已まなかった「武断」の第一義的なものであった。また、併合後は文官にも制服の着用と帯刀が義務づけられていたことから、「武断」のイメージが増幅されていったことも有名なエピソードである。

そうした「武張った」形式を志向したのは、陸相を兼ねつつ初代の朝鮮総督に親補された寺内正毅に他ならなかった。それゆえ、後任の長谷川好道と併せて、陸軍「長州閥」主導による朝鮮統治は、護憲運動が喧しい当時において、操觚界や野党にとっては格好の政府攻撃の具であった。

例えば、当代きっての論客として知られた吉野作造はかく述べる(下線・ゴシック強調は筆者、以下同様)。

(前略) 第二の問題としては、私は此武人政治の撤廢を主張したい。(中略) 軍人を總督にせねばならないといふ理窟の無いといふことも。昨今の定論のやうでありますけれども、それが何か實際に於て、困難であるといふのは、今俄に軍人政治を廢する—武人總督を廢めるといふと、騒動が起つたから廢めたといふことになり、官憲の威信が立たないといふ風に、説明する者もあります。是は爾うちやない。此武人政治を行つて居るのは、是には矢張一の理由が有ると思ふ⁵⁾。

5) 吉野作造「朝鮮統治の改革に關する最小限度の要求」(『黎明講演集』6、1919年8月、同誌22~23頁)。

そこで憲兵政治などは、廢めてもらいたいといふことを、日本人でも言ふのでありますが、それが上の方に判らない。何故かと云へば新聞が無い一言論の自由が無いから判らないのです⁶⁾。

吉野の発言では、いまだ「武人政治」ないしは「憲兵政治」という言い回しであり、「武断政治」という表現ではないところに、まずは留意しておきたい。

さて、吉野は朝鮮の新聞に言論の自由がないと慨嘆するが、日本「内地」の新聞はいかに報じていたのであろうか。

(前略) 此民に對し帝國政府は武官總督制を施き、憲兵制度に依る軍隊的警察を全道に行ひ、醫院の如きすら軍醫をして之に當らしめ、甚だしきは助長行政にまで、軍人をして容喙せしむるの制度を施行す。(中略) 抑軍人政治は高抑威壓の政治なり。總督武官制の下に、武断專政の弊あるは當然にして、憲兵警察の下に、人權蹂躪の頻發するは免れ得ざる處なり⁷⁾。

上掲の文は、三・一運動発生から日も浅い1919年4月5日付け東京朝日新聞の社説の一節である。無署名記事であるが、執筆者はおそらく中野正剛、あるいはその意を受けた人物ではなかろうか。

というのも、京城特派員を経験していた東京朝日新聞社時代の中野は、しばしば、寺内に対する辛辣な批評を行っていた。以下は中野の出世作である『満鮮の鏡に映して』(1921年)の一節であるが、併せて見ておきたい。

(前略) 齋藤總督と水野總監とは、就任以來文化主義を宣傳して居る。(中略) 水野總監が大得意で吹聴する憲兵制度の撤廢には、我々も全然賛成である。従前憲兵制度の際には、警察權は地方道知事に管轄されず、京城の憲兵司令官に直屬して居た。そこで憲兵は地方官の行動を密偵して中

央に報告するという状態であつた。殊に寺内總督の際には其弊害が著しかつた。寺内伯は腹の底に軍人に非ざれば人に非ずとの偏見を有して居た。伯は何人も信せず、唯だ軍人のみを信じた。そこで文官を信じない寺内伯は、憲兵を使つて其の行動を監督させた。憲兵は勝手な報告を捏造して、或は地方官に對する私怨までも晴らさうとした。そこで伶俐な地方官は、先ず憲兵の歡心を買ひ、憲兵を通じて總督閣下の御意を迎へようとした。これが結果として、道知事が憲兵隊長に支配され、郡守が憲兵下士に叱りつけられる、やうな滑稽を演出した。(中略) 政務總監が單に警官の報告を聴きて、赤池警察局長と共に、新施政成功せりとは、笑むなら、夫れは寺内伯の憲兵政治と同工異曲である⁸⁾。

と、寺内の「憲兵政治」ぶりをこき下ろしている。ともかく、新聞論説の方では「武断」の文字は使われているが、この時点ではやはり形容詞としての修飾語の類であり、あくまでも「憲兵」「軍人」による「政治の壟断」が齋藤新總督の施政と實質的に変わりがなかったことがここでは批判されているのである。しかも、これは原敬内閣・政友会への当てつけという部分を割り引いて読むべきである。

とすると、寺内・長谷川總督期を「武断政治」というフレーズで呼び習わすこと自体は、果たして何時ごろから定着していったのであろうか？ ただ、その一種の謎解きに入る前に、そうした「武断」にまつわる統治の制度的な輪郭を、いま少し広めに描いておくことをお許しいただきたい。

二、朝鮮總督府の「武断」と「文化」

まず、開庁初期の朝鮮總督府機構は、旧大韓帝國時代の大臣庁たる「部」を居抜きで踏襲しており(「軍部」などは除く)、また大量の現業職員を擁する「外局」は、その組織を統監府時代からのものをほぼそのまま受け継いでいた。

6) 吉野前掲論文、同誌38頁。

7) 「殖民地統治の革新」(『東京朝日新聞』1919年4月5日付、朝刊3面)。

8) 中野正剛『満鮮の鏡に映して』(東方時論社、1921年3月、「所謂文化主義と警察制度」) 同書111～116頁)。

特に、旧統監府の「通信管理局」は通信省から派遣された官公吏を中心に構成されており、また、大蔵省系の「財政顧問部（統監府財政監査庁）」や、あるいは渋沢栄一が発起の中心となった京釜鉄道株式会社を淵源とする「鉄道管理局」などは、それぞれ総督府本府からの独立性が極めて高く、予算や人事も別立ての体系を有していた。

一方、ある時期までの朝鮮総督府には外務省や陸軍省さながらにスタッフ職としての「参事官」が置かれ、しばしばライン職たる「部」「課」の頭越しに総督からの特命による業務が遂行されていた。このため、部局間の軋轢も絶えなかった一方、「古蹟調査」の開始や「共進会」の開催をはじめとする各種の文化事業にかかる企画立案にも参事官（室）の権限と裁量は及んでいた。

また、「見習い士官」よろしく文官高等試験に及第したばかり若手官僚を「試補」として採用しつつ、実生活面でも集団での起居を課し、事務修習を経て参事官室をはじめとする総務畑の部署に配置していったことも寺内「武断統治」期における官僚人事の特徴である。

なんとすれば、この時期に試補に採用された世代こそが、1930年代後半～40年代初頭には本府の局長、ないしは道知事クラスの官等に累進しており、彼らは一様に寺内の「功過」を口々に述べていくことになっているからである⁹⁾。

加えて、この時期にあっては寺内から総督府の御用紙たる『京城日報』の監督を依頼された徳富蘇峰がしばしば朝鮮を訪れており、かの民友社からの刊行書籍なり『国民新聞』紙を通じて、徳富らしい視点からの朝鮮情報が日本「内地」にもリアルタイムに紹介されるようになっていったのは、やはり大きな画期であった。

ただし、蜜月関係にあった寺内と徳富はまもなく京城日報社の経営方針をめぐる対立し、やがて袂を分かってしまう。そして、これこそが寺内の世評が芳しくなかった事由の中でも、最も重要な一事で

あると筆者はみている。

こうした「文（系）」にまつわる事項のみならず、寺内は一般的には「理（系）」もしくは「技（術）」に分類される部門・分野の整備と拡充にも積極的であった。寺内は植林を奨励するとともに、「農工併進」のスローガンのもとに養蚕をはじめとする軽工業の勃興と技能伝習にも意を用いたとされる。

のち、首相在任時に組織した「臨時教育会議」でも、いたずらに高等遊民を作り出しかねない「（高等）普通教育」の普及よりも「（初等・中等の）実務教育・実業教育」を重視する発言を繰り返していたほどである。

また、陸軍軍医総監が院長に補職されていた旧大韓医院、すなわち朝鮮総督府医院（のち京城帝国大学医学部附属病院）とともに、各道に「慈恵医院」を設置して軍医を配置したことも、先に引用した吉野作造の文章に見るように、これまた「武断」として非難されていた。

しかし、この慈恵医院はやがて1925年4月の官制改革により「道立医院」に改編され、大邱・平壤・光州・咸興にはそれぞれ道立医院を母体とした公立の医学専門学校が置かれた。なお、平壤と大邱には1929年にまず医学講習所が置かれ、医専への昇格は1933年度であった。咸興と光州の両医専は1944年度の設置であり、同校としての卒業生は出していない。

それはさておき、こと僻地における医療機関の整備にあっては、「武断」期あってこそこの「文化」期ということになるのは、医官たちの人事からしても、あまりに自明のことである（後掲の【参考】を参照）。

長谷川好道の退任を受けて第三代の朝鮮総督の印綬を受けた斎藤実（1858～1936）は、海軍出身であり、かつ非藩閥（奥州・水沢伊達〔留守〕藩）であったことから、あらゆる側面で寺内・長谷川とは正反対の施政を期待されていた。

ただ、斎藤自身は、次に見る新聞談話のように、あくまでも寺内・長谷川総督期からの継承を、就任に際して記者に語っている。無論、前任者たちに対する配慮もあったには違いない。ただし、赴任後の京城到着時には早速、南大門停車場にて爆弾の投擲

9) 寺内に仕えた官僚たちの寺内評に関しては、拙稿「朝鮮総督・寺内正毅」（『寺内正毅と帝国日本』勉誠出版、2015年7月）も参照していただけると幸いである。

という独立運動側からの「洗礼」を受けた斎藤にしてみれば、かなりの程度での率直な気持ちの吐露であったのかも知れない。

朝鮮統治の方針に就ては歴代の當局者何れも併合の精神を奉じ日鮮民一視同仁の實を擧ぐるを期せざるはなく前總督の余とが統治上の方針を異にしたりと謂ふが如きは全然當らざる所なるも政治は實際的ならざるべからず時勢の推移四圍の變化に順應して行政的に幾分の相違を生ずるなきにしてもあらず彼の武斷主義と謂い文化政策と謂い前總督と余との行政方針を強て區別せんとする向あるも此等は當らざる批評なり最近の朝鮮内に於ける各種の不穩沙汰並に琿春事件等に因り内地民は朝鮮に對する注意を一層深くせしむるならんが以上の事件を以て彼地の狀況益惡化せりと做すは早計にして當局者は憲兵制度に交代したる警察機關の整頓に銳意盡力し、ありて治安上に於ては十分とは行かざるも着々之が充實を期せり¹⁰⁾。

もちろん、上の談話記事中の用語が、そのまま斎藤が語った語句そのままであるかどうかは判然としない。ただし、仮に新聞記者によるものであったとしても、「武斷主義」と「文化政策」という表現が対比的に使われているのは興味深い。

しかも、斎藤はむしろ「武斷」の継続を強調しているのである。そして、言うところの「文化」とは、そのかなりの部分においてすでに寺内總督時代のそれをかなりの程度で継承したものに過ぎないのであった。

換言すれば、寺内を「武斷」とするの、実は斎藤の治績を「文化」とする言説の流布があってこそという、実は時系列の転倒が生じていたのである。

三、「所謂」との一体化

ところで、斎藤總督期の治政が「文化」的であったという言説が、多分にイメージ先行であったとし

ても朝野に遍く浸透していくことになるのは、これもまた周知のことである。

ここで気になるのが、そのある種の枕詞として「所謂^{いわゆる}」という、辞書的な意味としては「世間一般に言われる／俗に言う」という語句と往々にしてセットとなっていることである。しかも、この含意には「必ずしも同意しないが」という、場合によっては発言者側の主体性を希釈せんとする、やや後ろ向きな部分も見え隠れする言い回しなのである。

なお、資料上で確認できる使用例としては、割に早くから登場しているようである。例えば、1920年11月の読売新聞は、以下のように政府予算案の吝嗇ぶりを詰る記事を載せている（「文字囲み」・文字強調・下線は筆者による。以下同様）。

朝鮮總督府來年度豫算案は所謂文化政治に伴ふ經費の増加と齋藤總督及水野政務總監が如何なる抱負經綸を實現し來るやに就き多大の興味を以て迎へられ居れるが目下拓殖局にて審査中なる豫算案の内容を聞くに聊か期待に反し極めて平凡姑息なる財政計畫なるもの、如し¹¹⁾

よもや、この時点で「所謂」という言い方が市民権を得ていたということではなかろう。記事が書かれた段階では、単なる文章構成上のレトリックに過ぎないものであったかも知れない。

しかし、以下に見える1935～36年頃の文章をご覧いただきたい。

一體外地統治には明らかに二つの方針がある。それはイギリス人がインドその他のアジア人種に臨む様に、頭からそれを人間扱ひにせず、成るべく人民を愚にして、純然たる植民地、即ち本國の肥しにするやり方である。（中略）寺内總督は朝鮮の子弟が學問をすることを喜ばなかつたが、併し衷心朝鮮人を愛していた。第二は朝鮮人を日本

10)「朝鮮統治 齋藤總督談」（『東京朝日新聞』1920年10月26日付、朝刊3面）。

11)「統治上の大策に觸れざる 一時凌の朝鮮豫算」（『讀賣新聞』1920年11月1日付朝刊2面）。

人の弟と見て、背をのべさせつつ一緒に仕事をやるやり方である。(中略) 寺内總督の時代に潜在的に存して居たこの方針は、齋藤總督に至つて、所謂文化政治として現はれ、その結果京城帝國大學まで出来ることになった(安倍能成：1935年¹²⁾)

朝鮮總督としての寺内伯に關する世評は、當時區々であつて、その所謂武斷政治に對する非難は、相當に高かつたのであるが、伯の眞摯にして熱心に、且誠意をもつて、朝鮮統治に當られたことは、その周圍の者は勿論、伯に接した内鮮人の齊しく認むる所であつて、伯の偉大なる人格と、朝鮮統治の功業とは時日を経るに従つて益々世間の認識を深め、内鮮人共に敬慕の情に堪へざるものがある(萩原彦三：1936年¹³⁾)

忘れもせぬが、九月の二日に、南大門に着いた一行は、まづ爆彈の洗禮を受けて、一應皆總督官邸に落着いた。そこで幹部が揃つて晚餐を共にし、乾杯したのであつた。この晚餐の席上で、總督は、私にかういふことを言われた。(中略)

二、朝鮮施政の方針として、所謂文化政治を、新政の著しい特徴とすること、従つて學校の増設、若は教育制度の革新の如きは最もこれに力を注がねばならぬ(柴田善三郎：1936年¹⁴⁾)

引用順としては逆からになるが、まず3番目の柴田の回想から見ておきたい。内務省出身の官僚である柴田善三郎は、大阪府内務部長を経て齋藤總督の下では学務局長を務めていた人物であり、のちには齋藤内閣の書記官長を務めることになる。

さて、ここに言う「所謂」は、もちろん齋藤の発言からの直接の引用ではない。この文章が書かれた1936年の時点において、「いまではかく言われると

ころの」といった自己の回想を含んだニュアンスのものである。そして、ここでの「文化」とは、文教政策の充実であることを端的に指している。

2番目の引用として掲げる史料は萩原彦三のものである。萩原は既述した「寺内子飼いの試補」の一人であり、高等官見習として採用以来の朝鮮總督府における生え抜きの官僚である(朝鮮での最終的な官職は咸鏡南道知事、こののち拓務省に転じ、拓務次官でもって退官した)。

この場合の「所謂」は、明示的に「文化政治」に係る言葉ではない。しかし、その言葉遣いの裏側には寺内に対する悪イメージを象徴する「武斷」の謂いは不当であるとの含意を読み取ることが可能である。

そして3番目の引用は、当時は京城帝國大學法文学部の教授(哲学哲学史第一講座)を務めていた安倍能成の文章である。曰く、齋藤による「文化政治」の結晶たる京城帝大設立(1924年)の淵源は、やはり寺内總督にまで遡るとする内容からなる文章の一節である。

この段に至っては、萩原・柴田が言うところの「所謂」に込められたような順接でも逆接でもない、文章のレトリックとしてはより中立的な表現となっているのではなからうか。それとともに、ここに至って、「所謂」と「文化」とが奇妙な一体化を遂げているとさえ言えよう。

さらに、言わば「公式」ないし「官のお墨付き」的な評価が定着していったことが可視化されている例としては、施政30周年(1940年10月)における『毎日新報』における「見出し¹⁵⁾」も挙げる事が出来る。



12) 安倍能成「問題に充ちた朝鮮」(『東洋』〈東洋協会〉38年2号、1935年2月、同誌119頁)。

13) 萩原彦三「敬慕的寺内伯 炯眼の士大塚常三郎氏」(『朝鮮統治の回顧と批判』朝鮮新聞社、1936年6月)同書176頁。

14) 柴田善三郎「文化政治と學制改革」(同上書、213~214頁)。

15) 「歷代總督の治績燦然」(『毎日新報』1940年10月1日付朝刊3面)。

当該の紙面においては、「文化政治実施 成長期」の齋藤總督治績」なる小見出しで齋藤時代の行政内容が紹介されていることが確認出来る。

よって、寺内が種を播き、齋藤の時代に芽吹いたとする公定の史述のパターンがこの時点ではすでに成立していたと言えるのである。

三、戦後に引き継がれる「いわゆる」

やや、くどくなっているが、もう少し「所謂（いわゆる）」の使われ方に拘ってみたい。

戦後の日本において「科学的研究をめざす」とその綱領に謳う朝鮮史研究会が創設（1959年1月）される際の中心的なメンバーであった旗田巍（1908～1994）による戦後間もなくの本格的な通史・概説書であり、長く版を重ねた『朝鮮史』（1951年12月初版）には以下の文章がある。

韓國を併合した日本は朝鮮總督府を設け、總督に朝鮮支配の全權をもたせた。總督は親任官とし、陸海軍大將がこれに任じ、天皇に直隸して朝鮮の政務および軍務を統轄する絶大な権力をもった。初代總督には陸軍大臣寺内正毅が就任し、いわゆる武斷政治を施行し警察と憲兵とを統合し、中央の警務總長には憲兵司令官を、各道の警務部長には憲兵隊長をあて、憲兵の指導下に治安をとり締まった¹⁶⁾。

一読するに、およそ好意的な文章ではないとは言え、簡潔に寺内總督期の朝鮮總督、および憲兵警察の体制について要点を押さえた記述となっていると言えよう。現今の世界史教科書も、せめてこのくらいは前後の脈絡を丁寧に書いて欲しいところである。

そして、次の節において三・一運動とその後の朝鮮總督府に関しては、以下の通りに頁を割いている。

三・一運動は失敗に終わったが、そこにあらわれた朝鮮民衆の動きは巨大であった。かれらは指導

者の意圖を乗り越えて、日本の支配をくつがえすために自力で勇敢に戦った。日本はこの巨大な力に脅かされた。日本はいまや單なる武斷政治では朝鮮統治が不可能であることを知った。三・一事件によって總督が更迭し、日本の朝鮮統治方針は大きく轉換し、從來の武斷政治に代わって、いわゆる文化政治が採用された¹⁷⁾。

ここで少しに気になるのは、「いわゆる武斷政治」は寺内の施政内容に対する直接の修飾であるのに対して、「いわゆる文化政治」の方は齋藤總督の施政ぶりとはいったん切り離されている点である。

このあとの文章においても、旗田が「いわゆる文化政治」の内容に深く言及しているわけではない。あくまでも「三・一運動」においては民衆の力が發揮されたという点が強調されるのである。

それでも旗田は、「一定範囲内で朝鮮人の意見の發表を認め」るとともに、「朝鮮日報、東亞日報などの朝鮮文字の新聞の刊行を許し」、さらには「中央・地方の政治に一部の朝鮮人有力者を参加させ」た上で「極めて狭い範囲内ではあるが、朝鮮人に政治的發言の道を開いた¹⁸⁾」と、寺内との比較からも齋藤總督の治績内容を、かなりの程度で前向きに評価しているのである。

一方、かつて京城帝国大学法文学部教授として朝鮮史学第二講座を担任した藤田亮策が1953年3月に刊行した『朝鮮の歴史』で述べる寺内の「武斷」は以下の通りである。

寺内總督の創業的事業は武斷的のものがありませんが、断乎としてやりとげたいいくつかは、今日もなお恩恵に浴するものが多いのです。第一に直線的主要道路を開いたことは産業交通の根幹を作りましたし、また治水と植林の励行は、禿山を救うのに大そう役立ちました。全道の土地調査事業は数年にわたる大事業でありましたが、これこそは朝鮮行政の根本となったもので、土地台帳と地

16) 旗田巍『朝鮮史』〈岩波全書154〉（岩波書店、1951年12月、「第七章 日本統治下の朝鮮」／「第一節 武斷政治」同書203頁）。

17) 旗田上掲書（「第七章 日本統治下の朝鮮」／「第二節 三・一運動と統治方針の轉換」同書210頁）。

18) 旗田上掲書、同書210～211頁。

籍國・林野國は土地の個人所有権を初めて認め、今まで土地をたがやしても所有権はなかった民衆を救い、近代的土地所有権とその所有権を確立したことは、朝鮮社会制度の大革新でありました

(中略) 一九二四年(大正十三年)から官立大学が作られて日本有数の学園となり、多数の半島の青年が高等専門教育をうけたことも特筆すべきでありましょう¹⁹⁾。

なんとも、「植民地統治の美化」として強い反発と批判を受けそうな文章である。しかし、その一方で今日に言うところの「植民地近代化論」を先取りしているようでもある。そして、これに続いているのが以下の文章である。

寺内正毅に引き続き長谷川好道・山梨半造・斎藤実・宇垣一成・南次郎・小磯国昭と総督の任にあたり、斎藤総督時代の文化政策と教育振興、宇垣総督の農山漁村振興と電力事業拡張などはもったもいちじるしい功績と申されましょう²⁰⁾

さすがに、このあたりは慎重に描き分けている印象を受ける。しかも、藤田はすでに定着していると言ってもいい「いわゆる」などという便利なフレーズで逃げを打つこともなかった。

斎藤が総督に着任した翌年である1922年に朝鮮総督府の鑑査官として採用され、以降、1945年の引揚げまで朝鮮の地にあった藤田である。

まさに寺内総督の肝煎りで開始された「古蹟調査」事業の制度化によって官吏となり、また斎藤総督期の「文化」を象徴する京城帝大に久しく勤務した者としての肌感覚は、朝鮮(馬山)生まれとはいえ、朝鮮での勤務経験はほぼない旗田巍(東京帝大東洋史学科卒業後、満鉄調査部北支経済調査所を経て北支開発会社調査局に勤務)とはおのずと異なるものであった。

四、南北朝鮮における「いわゆる文化政治」

筆者として興味深いのは、こうした「(いわゆる)武断政治」と「(いわゆる)文化政治」の対置は、1945年以降の朝鮮半島、特に韓国(南朝鮮)においても、しかも教科書における記述にあっても、字面としてはそのまま踏襲されていたことである。

例えば、米軍政下の1946年5月において、李丙燾が中心となって1934年に結成されていた「震檀学会」の編集名義でもって発行された『國史教本』には、三・一運動後の状況について次のように述べている。

이 事件後 武斷政治는 물러가고 齋藤實이 總督으로 와서 所謂 文化政治를 내세우고²¹⁾
(後略)

この前頁においては寺内正毅が初代の総督となり、武断政治を行うことによって言論結社の自由を奪い、新聞の発行を停止させた旨のことが書かれていることを踏まえての上記の部分である。

そして、この文は、新聞の発行が許可されるなどの若干の懐柔策が講じられたものの、悪辣なる植民地政策は変わらなかったという文章に続いている。

となると、朝鮮総督の事績内容というよりは、あくまでも自由を奪い去った植民地統治のあり方を批判的に叙述することに傾斜していることを看取ることは容易い。

紙幅の都合もあり、その後の韓国における教科書記述の変遷を一つ一つ追いかけていく煩は避けたい。それでも以下に掲げるように、個々の筆者の裁量にかかる検定教科書の時代(下記の①および②)から、文教部が作成する国定教科書(同③)への転換期を経て、国史編纂委員会によって一種類のみの検定教科書(これは事実上の国定教科書に他ならない)が編集(同④～⑥)されるといった教科書制度の目まぐるしい変遷にもかかわらず、古い時期には「소위 문화 정치」、そして新しい時期に至っては「이

19) 藤田亮策『朝鮮の歴史』(福村書店、1953年3月、「八 日本と朝鮮」／「総督政治」)同書116～117頁。

20) 藤田上掲書、118頁。

21) 震檀学会編『國史教本』(軍政庁文教部、1946年5月)同書173頁。

①「소위 문화 정치」: 崔南善『高等国史』(思潮社、1957年3月、205頁)
②「소위 문화 정치」: 李弘植『人文系高等学校国史』(東亜出版社、1973年1月、236頁)
③「이른바 문화 정치」: 『人文系高等学校 国史』(文教部、1977年1月、211頁)
④「이른바 문화 정치」: 国史編纂委員会・一種図書研究開発研究会『高等学校 国史(下)』(文教部、1982年1月、139頁)
⑤「이른바 문화 정치」: 国史編纂委員会・一種図書研究開発委員会編『高等学校 国史(下)』(教育部、1996年9月、135頁)
⑥「이른바 문화 통치」: 国史編纂委員会・国定図書編纂委員会『高等学校 国史』(教育人的資源部、2002年3月、116頁)

른바 문화 정치」、もしくは「이른바 문화 통치」という表現が定着しているのである。

特に⑥の『高等学校 国史』(本稿では2007年刊行版を使用)は、現在の韓国では教科書会社が発行する検定教科書としての『韓国史』の形に教科書制度が移行していることから、事実上の「国定教科書」としては最後の時期に刊行され、そして教育現場で使用されたものと言える。

以下は同書からの引用(原文は韓国語、筆者による試訳による)である。小見出しは「日帝の植民政策」となっている一節である。

国権を奪った日帝は朝鮮総督府を設置し、植民統治を強行するとともに、我が民族のアイデンティティを抹殺し、日本へ完全に「同化」させようとした。

1910年代において日帝は、武断統治を行い、言論・集会・出版・結社の自由といった基本権を奪い、独立運動を弾圧した。また日帝は憲兵と憲兵補助員を全国に配置して、即決処分権を付与し、我が民族を笞刑に処しもした。

3・1運動の後、日帝は「いわゆる文化統治」を標榜した。しかしながら、これは過酷な植民統治を隠蔽しようとするに他ならなかった。憲兵警察制を普通警察制に転換したが、警察官の数や装備などの警察力はむしろ強化された。また日帝は、

少数の親日分子を育成して我が民族を分裂させ、民族運動家たちも懐柔する一方で、日帝に抵抗する独立運動を徹底的に弾圧した²²⁾。

もちろん、これら韓国の国史教科書における「소위 / 이른바」の含意は、「文化政治(統治)」と言いながらも、それは名ばかりであった」という寺内の「武断」に対する批判へ遡る一方、斎藤時代に進行したとされる「同化」「民族性抹殺」への批判という、全くもって否定的な修辭であることは言うまでもない。

ただし、寺内の「武断」にしても、斎藤の「文化」にしろ、そもそもは両総督の治政内容に対する評価そのものであったはずである。しかし、いつの間にか寺内や斎藤の名前は消え、「武断」と「文化」の語が言わば「日帝の強占」状態を示すキャッチフレーズとして独り歩きを始めたのであった。

なお、筆者は北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)における歴史教科書の記述ぶりに関して適当な資料を持ち合わせていない。それでも、平壤を発行地として対外宣伝用に頒布されていた『現代朝鮮史』(1979年)には以下のように書かれている(原文は日本語)。

日本帝国主義は総督統治初期の一〇年間は公然と「武断統治」をおこない、朝鮮人民の激しい抵抗(特に一九一九年の三・一蜂起)にぶつかったあとには、「いわゆる」「文化政治」に看板を塗り変えた。しかしそれは本質においてなんらの変化もなくさらに狡猾になったにすぎなかった²³⁾。

総督の個人名が消え、文化政治の「武断」性や「狡猾」さが強調されるというパターンにおいては、期せずして南北がかくも一致しているのであった。

22) 国史編纂委員会・国定図書編纂委員会『고등학교 국사』(教育人的資源部、2002年3月〔初版〕:2007年3月〔第2版・2刷〕)同書116頁。

23) 金漢吉『現代朝鮮史』(平壤、外国文出版社、1979年)同書10頁。

五、では、何が「文化」なのか？

さて、1920年代の朝鮮総督府施政に関する実証研究の水準を格段に高めた研究として、姜東鎮（1925～1986）による『日本の朝鮮支配政策史研究』（1979年）が挙げられることが多い。

同書は東京大学から文学博士を受けた学位請求論文をベースとしたものであり、岩手県水沢市（現：奥州市）の斎藤家に残されていた文書群が、1964年以降に国立国会図書館・憲政資料室へ累次に寄贈され、その整理が進んだことにより、本格的な研究が可能となっていたのであった。

ちなみに、憲政資料室に日参して膨大な分量からなる斎藤実文書の読み込みに没頭していた姜東鎮の姿は、今でも当時を知る研究者たちの間で語り草²⁴⁾になっているほどである。

以下、いささか長文の引用となるが、姜東鎮の著書から「文化政治」に関する言及を適宜にピックアップしてみたい。まずは、著書の冒頭の方において「文化政治」に言及している部分である。

それでは日本占領者がうち出した「文化政治」とは、いかなるものかについてふれることにする。原敬—斎藤実によってうち出された「文化政治」が、その本質において、従来の「武断政治」と何ら変わらないものであることは、内外研究者のひとしく認めるところである。すなわち「文化政治」とは「従来の粗暴な統治方式を、さらに洗練された統治方式に変えたもの」にすぎず、「従来のようなむきだしの軍事的支配を続けていては、かえって内外の反抗、非難をはげしくさせ、朝鮮支配そのものがあやうくなってきたという情勢においてとられた迂回戦術」⁽²⁾であり、「朝鮮人を緊縛・抑圧・拘束する体制と強鞭を、その実質的な面においては一層強化した」⁽³⁾、従来と何ら変ることない「虚偽と欺瞞に満ちたもの」⁽⁴⁾であるというのがそれである²⁵⁾（後略）

上記の文章にて姜東鎮はまず、「(2) 中塚明「日本帝国主義と朝鮮」（『日本史研究』一九六六年三月号）」／「(3) 文定昌『軍国主義日本朝鮮占領三十六年史』上、二九二頁」／「(4) 李基白『韓国史新論』三四五頁」といった、日韓双方の研究者による文化政治に関する評価をもって自説を補強すべく、それぞれ引用元として註記している。

そして、著書の中盤あたりには、以下のような寺内の「武断政治」に関する概括的な記述が登場している。

合邦と同時に、日本は朝鮮に対し、直接支配の方針をうち出し、朝鮮人のいかなる階級にも、政治参与の道を完封する支配体制を確立した。この一九一〇年から一九一九年の三・一運動までの約一〇年間の支配形態は、一般に「武断政治」とよばれ、朝鮮民衆に対し抑圧、刑獄、蹂躪、収奪の限りをつくした時期として知られている。憲兵警察制度で象徴されるこの前代未聞の強圧政治は、寺内正毅が「朝鮮人はわが法規に服従するか、死か、そのいずれかを選ばねばならぬ」と恫喝した言葉に端的に示されている²⁶⁾

いかにも典型的、かつ煽情的な文章と言えよう。その割には特に史料的な典拠を挙げているわけでもない。とりわけ、寺内が恫喝を行ったという部分は鍵括弧に入れられているにもかかわらず引用符はなく、具体的な史料による裏付けをここでは全く欠いている。

そして、同書の終盤に差し掛かる部分では、斎藤の「文化政治」に関する総括的な評価を下している。

（前略）その最も重要な特色である軍事的色彩の濃厚な武力中心主義的統治方式の本質はそのままに維持しながらも、軍を植民地統治の第一線から一旦後退させ、従来の中央集権的憲兵制度を改め、地方長官に警察権を分任するなどしたこと

24) 有馬学・九州大学名誉教授／福岡市博物館総館長のご教示に依る。

25) 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究：1920年代を中心として』（東京大学出版会、1979年2月）同書3～4頁・7頁。

26) 姜東鎮同上書、同書140頁。

ある。これは支配体制の弱化を意味するものではなく、むしろその強化のためのものであった。憲兵警察制度による常時戒厳令的な暴力装置に代わって、密偵・諜報網が全国的に整備され、監獄・警察官署・裁判所など抑圧機構の大拡張が行われた。こうして見ると「文化政治」とは、武力中心主義を内蔵したより洗練された機能的支配方式で、民族解放闘争の激化により植民地支配の危機的状況に対応する新たな支配方式といえる²⁷⁾

つまるところ、斎藤総督期の朝鮮統治は、表面的には洗練されたように見えるが、それは前時代の迂回である。そして、実態としては寺内時代と何ら変わることはない抑圧の統治であったと言うのである。

こうした論旨の流れは、斎藤実から寺内正毅を振り返るという視点において、現在に至る韓国国史／韓国史教科書に定着している史観そのものと言える。

しかし、このロジックはそのまま反転させて援用することが可能である。すなわち、斎藤の「文化政治」とは、寺内の施政期にこそ、その萌芽があるという、すでに見たところの同時代に生きた者たちの述懐にしばしば見受けられる回顧のパターンに他ならない。

しかし、近年では韓国の研究者による以下の指摘すらなされるようになっていっているのである。高麗大の李炯植はかく述べている。

韓国併合から、一九一九年の三・一運動ののち、官制改革が行われ、武官総督制や憲兵警察制が廃止されるまでの時期は、一般に武断統治時代と呼ばれている。一九一〇年代のこの時期は、日本の朝鮮支配の法的・制度的整備が進み、財政的基盤がつくられた重要な時期であるが、にも関わらず、史料上の制約によって、植民地研究の中で一番研究蓄積が薄い時期でもある²⁸⁾。

27) 姜東鎮同上書、同書453～454頁。

28) 李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』（吉川弘文館、2013年3月）同書14頁（「第一章 寺内正毅総督在任期における統治構想」）。

イメージばかりが先行する割には、その実態に関する実証研究はおよそ進んでいない寺内総督期、という認識である。そして、斎藤総督期に関する研究手法についても、

「文化統治」期を対象とした従来の植民地支配政策研究は、主として日本側の統治政策とそれに対する民族運動を中心としたものであり、表面に表れない植民地官僚の役割が注目されることはなかった²⁹⁾。

この一節は、註記において既出の姜東鎮の『日本の朝鮮支配政策史研究』と、趙聖九の『朝鮮民族運動と副島道正』（研文出版、1998年）を引用してのものである。李炯植によれば、既存の研究においては「文化統治」を遂行した官僚機構への目配りが全くと言っていいほど欠けているというのである。

とすると、ここで改めて問われるべきは斎藤総督期における施政における「文化」の中身である。

通常は、次のような形で語られることが多いだろう。

- ・ 民族運動の弾圧と懐柔
- ・ 同化（「内鮮融和」）の推進
- ・ 欧米人宣教師との対話路線

とりわけ、歴史教科書や概説書の類でもしばしば取り上げられるのは、「朝鮮日報や東亜日報の創刊」に代表される言論規制の緩和であろう。

実際、斎藤は京城日報（毎日申報）の元社長であった阿部充家と図り、朝鮮人知識層の「懐柔」を積極的に押し進めたとされる。熊本出身にして、徳富蘇峰主宰の『国民新聞』副社長から転じた阿部は、李光洙や崔南善ら日本留学組ながらも独立運動に連累して逮捕された前歴を有する若手のオピニオンリーダー育成に執心³⁰⁾していたとされる。

確かに、国立国会図書館・憲政資料室に所蔵され

29) 李炯植同上書、同書97頁（「第三章 水野錬太郎政務総監在任期における統治構想」）。

る斎藤実関係文書中の書簡群にも、阿部の書状³¹⁾をはじめ、朝鮮人留学生の身元保証や就職斡旋を依頼する内容のものが多く含まれている。

一方、京城帝国大学の創設（1924年）とともに、三・一運動後における民族意識の発露としての「私立大学」運動、すなわち普成専門学校や延禧専門学校などの「民族系私学」における大学昇格問題³²⁾も、「文化統治」期の重要な一幕とされる。しかも、これは寺内正毅が朝鮮における高等教育機関の設置に消極的であったという話と対になっている。

確かに、寺内は「普通教育」よりも「実業教育」の方に重きを置いており、その方針は後年において寺内内閣にて組織された「臨時教育会議」に引き継がれ、原敬内閣期の1918年12月（施行は1919年4月）に大学令・高等学校令などが一斉に改正されるに至っている。

ただし、寺内の方針とは決して高等教育そのものの否定ではなく、実業系の高等専門教育に繋がる基盤整備と底辺の拡大を行おうとしていたと言い換えることが可能である。

実際、京城医学専門学校（元：大韓医院医育部）・京城高等工業学校（元：工業伝習所）・京城法学専門学校（元：法官養成所／京城専修学校）・京城高等商業学校（元：東洋協会専門学校京城分校）・水原高等農林学校（元：農商工部農林学校）といった大韓帝国末期から韓国併合初期にかけて設立された実務者の養成を行う学校を母体とした専門学校が整備されたのは、他ならぬ寺内総督時代である。

とすれば、斎藤総督時代に何らかの画期があったとすれば、やはり第二次の朝鮮教育令の施行（1922年4月）によって、「内地」の学制との接続が図ら

れたことであろう。

各種の専門学校が「専門学校令」に基づいて設置されたことに伴い、内地の大学（特に専門学校からの傍系入学を認める北海道・東北・九州の各帝大、および京都帝大農学部）に進学する途が開かれた。

また、中等学校が5年制となったことで、内地の高等学校・専門学校の受験資格が与えられたこと（以前も進学は可能ではあったものの「特例（特別）入学」という一種の留学生扱いであった）も特筆に値する。

一方、延禧専門学校・セブランス連合医学専門学校・普成専門学校・梨花女子専門学校といった既存の「民族系私学」を改めて専門学校令に基づいてその設置を認可したことも、先に触れた朝鮮語新聞の発行とともに「文化政治」によってもたらされたものとして言及されることが多い。

ともあれ、こうした文教施策に関しては歴史教科書ではさすがに「民族同化」を批判する文脈で取り扱うことは難しいようである。

* * *

ただし、斎藤総督期の朝鮮総督府当局が腐心した「内鮮融和」にあって、こうした「民族系」の学校群にまつわる処遇の改善もさることながら、王朝時代からの「旧慣」との共棲こそが実はより喫緊な課題であった。

例えば、かつての「成均館」復興の問題がそれである。すなわち、科挙の文科及第者たちを収容する行政官養成機関でもあったかつての成均館は、韓国併合後には「経学院」なる儒教祭祀の執行組織に変更されていた。そして、春秋の積奠には朝鮮総督をはじめとする総督府の高官たちも列席する習わしとなっていた。

かつ、地方に散在する文廟や郷校の統轄し、組織のトップ（大提学）には朝鮮貴族をはじめとする「有力者」「名望家」を配していた。まさに保守的な儒林層の取り込みを行う方策であったには違いない。

なお、経学院は朝鮮総督府においては学務局の所管であった。「社会教育」課の職掌中、「地方改良」の業務の一環として位置付けられていたのである³³⁾。そうした流れの中から、経学院に再び教育機

30) 李光洙「無佛翁の憶出【一】～【六】」（『京城日報』1939年3月11・12・14～17日付け朝刊各4面）。李光洙と阿部らの「交遊」ぶりに関しては、波田野節子「李光洙が出会った四人の日本人－阿部充家・中村健太郎・徳富蘇峰・山崎俊夫」（『朝鮮史研究会論文集』55、2017年10月）をまずは参照されたい。

31) 李炯植編著『齋藤實・阿部充家 완복서한집』（亜研出版部、2018年6月）。

32) 阿部洋「日本統治下朝鮮の高等教育－京城帝国大学と私立大学設立運動をめぐって－」（『思想』565、1971年7月）。

関としての機能が付与されるに至っていたのであった。

斎藤にとっては2度目の総督在任期である1930年2月、経学院に付設する形で「明倫学院」が開設され、明倫専門学院の時期（1939～1941）を経て、やがて1942年には専門学校令にもとづく「明倫専門学校」に昇格している。現在における成均館大学校の前身である。

一方、李朝時代の「廃仏」により毀滅に瀕した仏教寺院の再興を促すべく、朝鮮総督府は各地の古刹に「本山」を標榜させて末寺までを30の系統（1924年に追加されて「31」となる）に整理させた。やがて京城には「三十本山聯合事務所（のち財団法人朝鮮仏教中央教務院）」が居を構え、かつ僧侶の教育機関として「仏教中央学林」も創立された。

かくして、卑賤の身分とされた僧尼たちの社会的な復権を期せしめることも朝鮮総督府学務局にとっては民心の安定を図らんとする重い職務の一つであったと言えよう。

また、やはり「儒教」とのバランスをみてのことか、時を同じくして仏教中央学林改め仏教専修学校（1928年4月開校）が1930年4月に「中央仏教専門学校」として専門学校令に依る設置認可を受けている。なお、同校は1940年に「恵化専門学校」と改称している。今日の東国大学校はその後身である。

ともあれ、「無佛」を号して自らも仏道に帰依していた阿部の下で朝鮮語の通訳を務めつつ、自身も「内鮮融和」団体たる同民会を組織し、かつ雑誌『朝鮮佛教』の主筆を務めた中村健太郎³⁴⁾に依れば、阿部は儒林や仏僧のみならず、天道教（元の東学）の教主や基督教徒との交際も積極的に行っていたとされる³⁵⁾。

なお、明倫と恵化の両専門学校は太平洋戦争末期の「戦時教育非常措置」に伴い、1944年度からの生徒募集が停止された。それでも、「恵化、明倫の二

校は佛教界又は儒教界に於ける人材の養成を目的とする特色ある教育機関たりし實情に鑑み之に代るべき禪堂的又は塾的の人材養成機関を別途考慮³⁶⁾」するとされ、戦況が緊迫する事態下においてもなお、一定以上の配慮が明言されていたのであった。

しかし、既存の研究において「民族系私学」のカテゴリーにて明倫・恵化の両専門学校が言及されることはほぼない。やはり、「文化政治」を民族性の抹消で語ろうとすることの綻びがここにも見てとれるのである。

また、「いわゆる」文化政治の帰趨を見届けるためには、ひとり1920年代に止まらず、どうやら1945年8月以降の状況までを誇いだ視点が必要であることは確かであろう。

おわりに

日本と韓国、あるいは北朝鮮の歴史教科書にも登場することのない、「文化統治」において忘るべからざる、いま一つのアクターについて最後に述べておくことによって小文を締めくくっておきたい。

34) 熊本県飽託郡出身。佐々友房が開いた同心学舎（のち済々黌）に学び、熊本県費による留学生として1899年7月に朝鮮へ渡る。京釜鉄道・漢城新報社などに勤務後、韓国政府（警視庁）に出仕して翻訳官を務め、朝鮮語新聞の検閲業務に携わった。併合後には退官し、京城日報社（毎日申報社）に勤務するも、京城日報社内内訌に巻き込まれ退社、朝鮮仏教社を経営するとともに同民会を運営していた。自伝的な著作として『朝鮮生活五十年』（熊本、青潮社、1969年7月）がある。また、斎藤実の一周忌に際して、「昭和十二年二月二十六日」の刊行奥付を持つ『齋藤子爵を偲ぶ』を朝鮮仏教社から上梓している。

35) 中村健太郎「阿部無佛翁を偲ぶ」（『朝鮮佛教』119〔無佛翁追憶号〕、1936年3月〔初出：『京城日報』1936年1月14～18日付け朝刊各3面〕）。

36) 「戦時教育非常措置具體的轉換措置」（『朝鮮』〈朝鮮総督府〉346、1944年3月、同誌87・88頁）。なお、明倫専は「明倫鍊成所」に轉換され、恵化専は廃止の上でその校舎を新設が計画されていた「京城第二高等工業学校」に転用することとなった。在校生は新設の「京城拓殖經濟専門学校（旧普成専）」に編入する措置となったという（近藤英男「朝鮮における學園非常態勢について（下）」／『朝鮮』347、1944年4月、同誌34頁）。その後の状況は未詳部分が多いが、おそらくは戦況の悪化に伴う学徒動員（徴兵・勤労働員）の対応に追われて実質的な轉換は先送りとなり、また経営母体である財団法人も解散することなく「解放」期を迎えたものと推定される。

33) 経学院にまつわる朝鮮総督府内における人事慣行の形成に関しては、拙稿「朝鮮総督府の『社会教育』と『地方改良』」（松田利彦・陳延湊編『地域社会から見る帝国日本と植民地』思文閣出版、2013年3月）も参照されたい。

そもそも、三・一運動は、徳寿宮李太王（高宗）の薨去に伴う国葬の実施に際して、地方各地より京城に参集していた群衆に向けて撒かれた「独立宣言書」が直接の発端である。

1910年8月の併合条約によって旧大韓帝国の皇帝、および太皇帝はそれぞれ「李王」と「李太王」とに冊立され、旧韓国の皇族は直系卑属の「王族」と傍系の「公族」という身位に分かれて日本の準皇族としての礼遇を受けることになり、その家政事務の一切は「李王職」が担うこととなった。

そして、兄である昌徳宮李王（純宗）のあとを承けて李王を襲位する旧韓国としては最後の皇太子（併合後は王世子）であった垓が、梨本宮家の皇女である方子女王と婚姻をなしたのは1920年4月である。

さらには皇族の身位を規定する皇室典範に相当する全215条からなる「王公家軌範」が皇室令第17号として公布されたのが1926年12月1日であった。そして、同軌範が定めるところに基づき宮内省内には王公族審議会が新たに設置され、王族・公族の出処

進退や財産の管理などが諮詢されることになった。

王公家軌範の制定から間もない1927年5月から翌年4月にかけて李王夫妻は欧州巡訪の旅に出ていた³⁷⁾。まさにヨーロッパ各国に対して朝鮮の「文化統治」ぶりをアピールするに際しては、又とない機会であると考えられたに違いない。

折しも、斎藤実（実）は軍縮会議の全権代表としてジュネーブに長期滞在中であり、1927年8月2日と同3日の両日には同地を訪れ、さっそく到着日の夕刻には斎藤主催の晩餐会に臨んでいた。あるいは、ゴルフに興じる李王夫妻のエスコート役を春子夫人とともに務めてもいた。

ともあれ、小稿の結論としては以下のような平凡なものになろう。すなわち、斎藤総督期の「文化統治（政治）」を論じる際には、いやがうえでも寺内時代における「文化」的な政策の内容に踏み込まざるを得ない。

そして、寺内総督期の施政内容を再吟味した上でこそ、斎藤総督時代における「文化」の意味が改めて浮き彫りになるのである。

おそらく従来の「民族主義」「独立運動」といった検証の枠組みでは漏れてしまう、いくつかの要素、特に李王家をはじめとする旧時代からのいわゆる「文化」的な各様の遺制に朝鮮総督府としては如何に向き合ったのか、という補助線を意識的に引かない限り、「武断」と「文化」という、実はさしたる根拠もない二項対立の図式のみが安易に再生産され続けるだけなのである。

〔付記〕 本稿は、JSPS 科学研究費（課題番号：19KK0004）による成果の一部である。



ジュネーブにおける李王夫妻（右）と斎藤総督夫妻（1927年8月）

37) この道中に関する日録として当時の李王職次官である篠田治策による『歐洲御巡遊隨行日記』（大阪屋号書店、1928年11月）が上梓されており、訪問地・面会人士等の詳細を知る上で簡便な内容となっている。

【参考】寺内総督／斎藤総督期の主要人事（本府・警察・慈恵医院・外局・道長官〔道知事〕）

【1910年12月現在】

総 督	寺内正毅
政務総監	山縣伊三郎
参事官	秋山雅之介
総務部長官	有吉忠一
人事局長	國分象太郎
外事局長	小松 緑
会計局長	兒玉秀雄
内務部長官	宇佐美勝夫
地方局長	小原新三
学務局長	關屋貞三郎
度支部長官	荒井賢太郎
司税局長	鈴木 穆
司計局長	荒井賢太郎（扱）
農商工部長官	木内重四郎
殖産局長	菊池武一
商工局長	工藤英一
司法部長官	倉富勇三郎
中枢院書記官長	國分象太郎（兼）
取調局長官	石塚英藏

【1920年1月現在】

総督 齋藤 實
政務総監 水野鍊太郎
総督官房 秘書官〔秘書課長〕 守屋榮夫
参事官室 参事官 大塚常三郎（兼）
外事課長 松永武吉（兼）
庶務部長 青木戒三
土木部長 西村保吉（兼）
内務局長 大塚常三郎
学務局長 柴田善三郎
財務局長 河内山樂三
専売課長 今村武志
殖産局長 西村保吉
地質調査所長 川崎繁太郎
中央試験所長 三山喜三郎
法務局長 横田五郎
中枢院書記官長 松永武吉

警務総長 明石元二郎（陸軍少将）	警務局長 赤池 濃
京畿道警務部長 藥師川常義（陸軍憲兵中佐）	京畿道第三部長 千葉 了
忠清北道警務部長 櫻井茂三郎（陸軍憲兵少佐）	忠清北道第三部長 山口安憲
忠清南道警務部長 服部米次郎（陸軍憲兵少佐）	忠清南道第三部長 關水 武
全羅北道警務部長 吉弘 庚（陸軍憲兵中佐）	全羅北道第三部長 松村松盛
全羅南道警務部長 笠貞次郎（陸軍憲兵少佐）	全羅南道第三部長 山下謙一
慶尚南道警務部長 前田 昇（陸軍憲兵少佐）	慶尚北道第三部長 新庄祐治郎
慶尚北道警務部長 石井權藏（陸軍憲兵中佐）	慶尚南道第三部長 八木林作
江原道警務部長 寺平宮吉（陸軍憲兵少佐）	黄海道第三部長 馬野精一
咸鏡南道警務部長 隈部親信（陸軍憲兵中佐）	平安南道第三部長 宇野太三郎
咸鏡北道警務部長 白山 靖（陸軍憲兵少佐）	平安北道第三部長 森浦熊藏
平安北道警務部長 水間春明（陸軍憲兵少佐）	江原道第三部長 石黒英彦
平安南道警務部長 杉村勇次郎（陸軍憲兵中佐）	咸鏡南道第三部長 永野 清
黄海道警務部長 鹽澤義夫（陸軍憲兵少佐）	咸鏡北道第三部長 富永一二

鉄道局長官 大屋權平	鉄道部長 和田一郎
通信局長官 池田十三郎	逋信局長 持地六三郎
専売局長 上林敬次郎	
営林廠長 時尾善三郎（陸軍工兵大佐）	営林廠長 矢野久三郎
勸業模範場長 本田幸介	勸業模範場長 橋本左五郎

總督府医院長 藤田嗣章（陸軍軍医監）	總督府医院長 芳賀榮次郎（陸軍軍医總監）
京畿道慈惠医院長 村井靜夫（陸軍三等軍医正）	水原慈惠医院長 藤井班象（陸軍三等軍医正）
忠清北道慈惠医院長 關 覺藏（陸軍一等軍医）	清州慈惠医院長 桐田 繁（陸軍三等軍医正）
忠清南道慈惠医院長 田中德次郎（陸軍三等軍医正）	公州慈惠医院長 石藤文七（陸軍一等軍医）
全羅北道慈惠医院長 君塚鎔三郎（陸軍一等軍医）	全州慈惠医院長 秋田義彰（陸軍三等軍医正）
全羅南道慈惠医院長 秋山虎次郎（陸軍三等軍医正）	光州慈惠医院長 氏家參顯（陸軍三等軍医正）
慶尚北道慈惠医院長 松本繁正（陸軍三等軍医正）	大邱慈惠医院長 上村直親
	安東慈惠医院長 藤井春喜（陸軍一等軍医）
慶尚南道慈惠医院長 甲斐四郎（陸軍一等軍医）	晋州慈惠医院長 甲斐四郎（陸軍三等軍医正）
黃海道慈惠医院長 牟田熊彦（陸軍一等軍医）	海州慈惠医院長 西 直忠（陸軍二等軍医正）
平安南道慈惠医院長 明石竹次郎（陸軍三等軍医正）	平壤慈惠医院長 内村安太郎（陸軍二等軍医正）
平安北道慈惠医院長 赤羽 操（※職員録に階級の記載なし）	義州慈惠医院長 有馬長次郎（陸軍三等軍医正）
江原道慈惠医院長 水野悦造（陸軍一等軍医）	春川慈惠医院長 奈良眞三郎（陸軍三等軍医正）
	江陵慈惠医院長 吉野麟至（陸軍二等軍医）
咸鏡南道慈惠医院長 久德隆篤（陸軍一等軍医）	咸興慈惠医院長 久德隆篤（陸軍三等軍医正）
咸鏡北道慈惠医院長 井口 胖（陸軍一等軍医）	鏡城慈惠医院長 岩淵友次（陸軍三等軍医正）
	會寧慈惠医院長 大河内 雪（陸軍一等軍医）

京畿道長官 檜垣直右	京畿道知事 工藤英一
忠清北道長官 鈴木 隆	忠清北道知事 張 憲 植
忠清南道長官 朴 重 陽	忠清南道知事 時實秋穗
全羅北道長官 李 斗 璜	全羅北道知事 李 軫 鎬
全羅南道長官 能勢辰五郎	全羅南道知事 亥角仲藏
慶尚北道長官 李 軫 鎬	慶尚北道知事 藤川利三郎
慶尚南道長官 香川 輝	慶尚南道知事 佐々木藤太郎
黃海道長官 趙 義 聞	黃海道知事 申 應 熙
平安南道長官 松永武吉	平安南道知事 篠田治策
平安北道長官 川上常郎	平安北道知事 飯尾藤次郎
江原道長官 李 圭 完	江原道知事 元 應 常
咸鏡南道長官 申 應 熙	咸鏡南道知事 李 圭 完
咸鏡北道長官 武井友貞	咸鏡北道知事 上林敬次郎

典拠 『朝鮮總督府及所屬官署職員録』明治44年版・大正9年版

What lies between “military” and “cultural” politics Reconsidering the “so-called” cultural politics of the period of the 1920s’ Government General of Chosen, and Governor-General Viscount Makoto Saitō

Hiroki Nagashima (Kyushu University)

Abstract

Nowadays, world history textbooks in Japanese high schools provide cause-and-effect explanations of the flow of Japanese rule over Korea, from the “military politics” of the military police after the annexation of Korea, to the outbreak of the independence movement known as the “3.1 Movement,” and the start of “cultural politics” to end it.

In this article, I would like to raise some doubts about the existing dichotomous historical accounts that half-mechanically oppose “military decisions” and “culture,” and to first present some of my own understanding.